

岩手県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第43号

岩手県漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県漁港管理条例施行規則（昭和39年岩手県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(占用料等の納付方法)</p> <p>第8条 条例第13条第1項の占用料等及び条例第14条第1項の採取料等（土砂採取料を除く。）は、条例第11条第1項の規定により許可をした占用の期間、第12条第1項の規定により許可をした使用の期間又は<u>漁港漁場整備法</u>（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定により許可した採取の量又は占用の期間に係る分を当該許可の際に一括して納付しなければならない。ただし、当該占用又は使用の期間が翌年度以降にわたる場合は、毎年度、当該年度分を納付しなければならない。</p>	<p>(占用料等の納付方法)</p> <p>第8条 条例第13条第1項の占用料等及び条例第14条第1項の採取料等（土砂採取料を除く。）は、条例第11条第1項の規定により許可をした占用の期間、第12条第1項の規定により許可をした使用の期間又は<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律</u>（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定により許可した採取の量又は占用の期間に係る分を当該許可の際に一括して納付しなければならない。ただし、当該占用又は使用の期間が翌年度以降にわたる場合は、毎年度、当該年度分を納付しなければならない。</p>
<p>(減免等の基準)</p> <p>第9条 条例第13条第3項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により占用料等又は採取料等の減免につき特別の理由があると認める場合は、次の基準によるものとする。</p>	<p>(減免等の基準)</p> <p>第9条 条例第13条第3項（<u>条例第14条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定により占用料等又は採取料等の減免につき特別の理由があると認める場合は、次の基準によるものとする。</p>
<p>(1)～(6) [略]</p> <p>第9条の2 条例第13条第4項ただし書（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により占用料等又は採取料等の返還につき特別の理由があると認めるときは、<u>前条第3号又は第6号の場合を基準とするものとする。</u></p>	<p>(1)～(6) [略]</p> <p>第9条の2 条例第13条第4項ただし書（<u>条例第14条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定により占用料等又は採取料等の返還につき特別の理由があると認めるときは、<u>次の基準によるものとする。</u></p>
<p>(減免申請)</p> <p>第9条の3 条例第13条第3項（第14条第2項において準用する場合を含む。）の規定により占用料等又は採取料等の減免を受けようとする者は、占用料等（採取料等）減免申請書（様式第9号）を第7条第1項若しくは第2項又は<u>漁港漁場整備法施行細則</u>（昭和48年岩手県規則第7号）第6条第2号若しくは第4号の許可申請書に添付して知事又は局長に提出しなければならない。第7条第3項又は<u>漁港漁場整備法施行細則</u>第8条第2項の規定により許可の有効期間満了後継続して第7条第1項若しくは第2項又は<u>漁港漁場整備法施行細則</u>第</p>	<p>(1) <u>許可を受けた者の責めに帰することができない理由により占用、使用又は採取が不可能となったとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、県の行政遂行上特に必要があると知事又は局長が認めたとき。</u></p> <p>(減免申請)</p> <p>第9条の3 条例第13条第3項（<u>条例第14条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定により占用料等又は採取料等の減免を受けようとする者は、占用料等（採取料等）減免申請書（様式第9号）を第7条第1項若しくは第2項又は<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則</u>（昭和48年岩手県規則第7号）第6条第2号若しくは第4号の許可申請書に添付して知事又は局長に提出しなければならない。第7条第3項又は<u>漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則</u>第8条第2項の規定により許可の有効期間満了後継続して第7条第1項若</p>

6条第2号若しくは第4号の許可申請書を提出する場合も同様とする。

(入出港の届出)

第10条 [略]

2 条例第15条第1項の規定による届出をしようとする者は入出港届(様式第10号(国際航海に従事する船舶に係るもの)にあっては、漁港漁場整備法施行規則(昭和26年農林省令第47号)第8条の2に規定する様式)を、条例第15条第2項の規定による報告をしようとする者は入出港状況報告書(様式第11号)を局長に提出しなければならない。

しくは第2項又は漁港及び漁場の整備等に関する法律施行細則第6条第2号若しくは第4号の許可申請書を提出する場合も同様とする。

(入出港の届出)

第10条 [略]

2 条例第15条第1項の規定による届出をしようとする者は入出港届(様式第10号(国際航海に従事する船舶に係るもの)にあっては、漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第47号)第17条に規定する様式)を、条例第15条第2項の規定による報告をしようとする者は入出港状況報告書(様式第11号)を局長に提出しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。